斉藤 憲治 ((一社)水生生物保全協会)・泉 北斗 (手賀沼水生生物研究会)

オオクチバスとコクチバス,いわゆるブラックバスの拡散の勢いは、2005 年 4 月の外来生物法の施行により、放流、飼育、運搬、譲渡が禁止された後にも弱まる気配がない、ブラックバスが定着すると、多くの水域では小型魚類などの生息がほぼ不可能な、ブラックバスバレン(荒野)という状況に陥る、一方、駆除は遅々として進まない、現状は、違法行為によるブラックバスバレンの拡大 > 駆除によるバレンの減少、である.

なぜか.

できることは日々行われているからである.

バス釣り(合法) → できる

釣れたブラックバスをリリース(場所により違法) → できる

ブラックバスを生きたまま運ぶ(違法) → できる

ブラックバスを畜養する(違法) → できる

ブラックバスを放流したい人に譲渡する(違法) → できる

ブラックバスを放流する(違法) → できる

ブラックバスにからむ違法行為は、見つかることがまずないので、万引きより簡単

よって、できることは日々行われている。

状況を変えるには、行政を動かすためには、証拠が必要である。でなければ、どこかの市民団体がぎゃあぎゃあ言ってるだけ、ということになる。証拠として最も強力なのは、違法放流現場を押さえること。これはしかし、よほどの目星がついているか、またはよほどの幸運でなければ難しい。禁止場所でのキャッチ&リリースの証拠なら、釣れた数に近い回数行われているであろうから、集めやすそうである。

ここでは、バス釣りが行われている水域での、バサーによる禁止行為の映像と音声による証拠集めについて紹介する.

映像と音声の収集にはアクションカメラ(Apeman A66 型)を用いた. 録画状態で待機し, バサーに近づいて会話しつつ, リリースの証言を録画した. スマホを録画状態で胸ポケットに入れるなどの方法もあるかもしれない. 映像がいわゆるワンテークであれば, しっかりした証拠となるであろう. 問題の場面だけを示す映像編集には Adobe Premiere proを用いた. 待機場面, バサーとの雑談等をカットし,必要に応じて音声を増幅し, バサーの顔にぼかしを入れた. ここでは 4 場面を紹介する.

バサーにより日々行われている行動をよく理解できるようにするには、

- 1. バサーは釣れた魚がブラックバスであることを知っている
- 2. バサーがリリースする場面が写っている、またはリリースしたという証言がある
- 3. バサーはリリースが違法であると知っている

ということが写っているとよいであろう。キャッチ&リリースが禁止されている場所とわかるようになっていればなおよいであろう。

紹介する映像の中には、釣れた魚が何かわからないものもある。これでは証拠として不完全である。 リリースが違法であるとバサーが知っていることが写っていない映像もある。バサーに聞く項目をあら かじめ整理しておく必要がある。会話の最後にキャッチ&リリースは禁止と告げてもよいが、身体に危 険が及ぶ可能性がないとはいえない。